

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 5 月 27 日	
鳥取市長 深澤 義彦 様	
提出者	
住 所 鳥取市南栄町70-2	
氏 名 株式会社プロテリアル鳥取工場	
工場長 小倉 克廣	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0857-53-6000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社プロテリアル鳥取工場
事業場の所在地	鳥取市南栄町70-2
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	昨年度の製造品出荷額 7,631,828千円
2 従業員数	462人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ ・全数業者委託処理（工場→処理委託業者→収集運搬→焼却）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1、2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度(2024年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類

別紙3のとおり

排出量

t

t

(これまでに実施した取組)
製品の歩留まりを向上する事で原単位あたりの排出量を削減

2 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類

別紙3のとおり

排出量

t

t

(今後実施する予定の取組)
更なる歩留まり向上施策の実施
適切な濃度管理による液の長寿命化

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリをすべて分別し他の廃棄物と混合しない様に管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリをすべて分別し他の廃棄物と混合しない様に管理。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
2 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t
		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t

			優良認定処理業者への 処理委託 量	t	t
			再生利用業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) マニフェストによる最終処分の確認を徹底。			

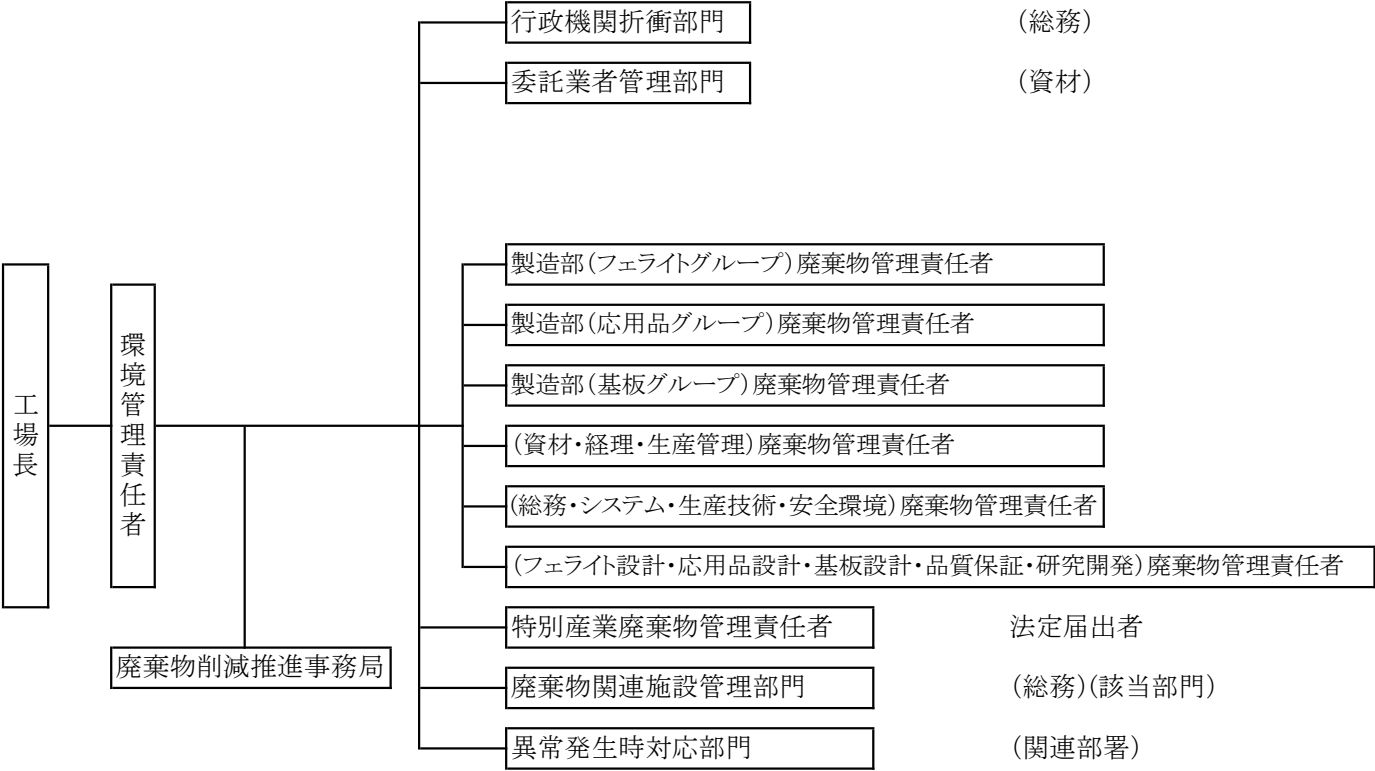
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 3 のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) マニフェストによる最終処分の確認を徹底。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1367.68 t	
	(今後実施する予定の取組等) マニフェストによる最終処分の確認を徹底。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理体制図（別紙1）



廃棄物管理の業務責任範囲（別紙２）

廃棄物の管理体制を別紙図に示し、その管理業務の担当は次の通り定める。

管理責任者及び担当部署	責任者役職	業務の範囲
工場長	工場長	・ 事業所内の最高責任を負う。
廃棄物統括管理責任者	環境管理責任者	・ 事業所内の廃棄物に関し統括管理する。
廃棄物削減推進事務局	安全環境部門長	・ 廃棄物削減に関する実施計画の立案、及び推進。 ・ 廃棄物管理に関する規定・基準等の立案・指導。
廃棄物管理責任者	部門長	・ 自部門の全廃棄物の分別・保管・処分・量の管理の責任を持ち、常に職場環境の保全に努めると共に、減量化・リサイクル化を図るよう部下の教育指導にあたる。
行政機関折衝部署	総務部門長	・ 行政機関等への届け出・報告等の窓口として折衝する。
廃棄物関連施設管理部署	総務部門長	・ 共用廃棄物の処分費用の予算化及び共用置場を適正使用するように管理指導する。
	該当部門長	・ 置場(汚泥含む)等、関連施設を適正使用出来るように管理指導する。
	該当部門長	・ 自部門の管理する置場を適正使用するように管理指導する。
委託業者管理部署	資材部門長	・ 廃棄物の処理委託について適正な業者・価格で委託契約を締結する。 ・ 委託業者が適正に廃棄物の収集処分するよう、指導監督する。 ・ マニフェスト管理票の発行・回収し、内容のチェックと集計管理する。 ・ 廃棄物の有価物化の推進。
特別産業廃棄物管理責任者	有資格者	・ 特別管理産業廃棄物に係わる管理全般に渡る業務を廃棄物処理法に基づき適正遂行する。
異常発生時対応部署	関係者	・ 事故等異常発生した場合、関係者が集合し、安全・衛生・外部環境上問題無きように対応する。 関係者とは 発生元部門長・管理部門長・環境事務局 資材部門長

別紙 3

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
(2024年度) 実績	排出量	294.589 t	828.26 t	244.831 t
(2025年度) 目標	排出量	331.706 t	752.02 t	200.986 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
(2024年度) 実績	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(2025年度) 目標	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ
(2024年度) 実績	全処理委託量	294.589 t	828.26 t	244.831 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	294.589 t	828.2 t	244.831 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	294.589 t	0.06 t	244.831 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
(2025年度) 目標	全処理委託量	331.706 t	752.02 t	200.986 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	331.706 t	751.966 t	200.986 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	331.706 t	0.054 t	200.986 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t